

滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例

滋賀県中学校体育連盟が主催する各総合体育大会は、中学校教育の一環として位置づけ、県内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき、引率者としての外部指導者の引率を認める。

(1)引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校の校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者であること。
また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。
また、専門部によってはそのための資格を求める場合もある。
- ③ 各大会申込用紙の引率者としての外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ④ 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- ⑤ この規定以外のことは、大会要項及び県専門部の定める規定の通りとする。

(2)引率者としての外部指導者を認める個人競技は、下記のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|---------|
| ・陸上競技（リレーを除く） | ・水泳（リレーを除く） | ・ソフトテニス |
| ・卓球 | ・バドミントン | ・体操、新体操 |
| ・柔道 | ・剣道 | ・ボート |
| ・スキー（リレーを除く） | ・テニス | |

（上記以外に、近畿大会では相撲、全国大会では相撲・スケートも認められる）

(3)引率者としての外部指導者には、監督の資格を認めない。

- ① 監督の必要な場合は、他校の教員とする。このとき当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員が所属する校長に文書で依頼し、承諾を得ること。
- ② 引率者としての外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。
- ③ 競技専門部細則により、別に規定している場合はこの限りでない。

(4)引率上の留意点及び大会会場においての留意点

- ① 引率者としての外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。
- ② 各専門部が定める会場使用上の規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

(5) 本規定は、平成 15年 4月 1日より実施する。

平成16年	4月	1日	一部改正
平成18年	2月	24日	〃
平成23年	4月	15日	〃
平成30年	2月	27日	〃
令和5年	4月	13日	〃

滋賀県中学校総合体育大会にかかる引率に関する特例（補足説明）

(引率様式 1～2)

滋賀県中学校体育連盟

本特例を取り扱う際には、各学校で次のような手順を踏んでください。

- ① 年度初めに全校生徒（保護者）に対して、運動部を設置していない競技種目への大会参加希望の有無を確認する。
- ② 参加希望があれば、当該生徒の大会参加について、校内で共通理解を図る。
(大会参加に伴う引率は、原則として当該校の校長・教員・部活動指導員が対応する。)
- ③ 当該校の校長・教員が引率ができない場合、本規程による引率体制を整える。

滋賀県中学校体育連盟が主催する各総合体育大会は、中学校教育の一環として位置づけ、県内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とする。ただし、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、下記の規定に基づき、引率者としての外部指導者の引率を認める。

- ・該当生徒について、大会に参加することで教育的効果があること。
- ・校長、教員による引率が基本であり、安易に特例を認めているものではない。

(1)引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校の校長が認めた成人であり、日頃から指導に当たっている者であること。
また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。
また、専門部によってはそのための資格を求める場合もある。
- ③ 各大会申込用紙の引率者としての外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ④ 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- ⑤ この規定以外のことは、大会要項及び県専門部の定める規定の通りとする。

- ・校長は、事前に引率外部指導者と十分に協議し、留意事項等の徹底を図ること。
- ・契約に必要な様式は、別に定める。（引率様式 1）
- ・大会申込時に、その契約書（引率様式 1-②）の写しを添付すること。
- ・不適格者として判断した場合は、文書で該当校長あて通知する。

(2)引率者としての外部指導者を認める個人競技は、下記のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|---------|
| ・陸上競技（リレーを除く） | ・水泳（リレーを除く） | ・ソフトテニス |
| ・卓球 | ・バドミントン | ・体操、新体操 |
| ・柔道 | ・剣道 | ・ボート |
| ・スキー（リレーを除く） | ・テニス | |

（上記以外に、近畿大会では相撲、全国大会では相撲・スケートも認められる）

- ・団体競技については、認めない。

(3)引率者としての外部指導者には、監督の資格を認めない。

① 監督の必要な場合は、他校の教員とする。このとき当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員が所属する校長に文書で依頼し、承諾を得ること。

- ・依頼文書の様式は、別に定める。（引率様式2）
- ・大会申込時に、その承諾書（引率様式2-③）の写しを添付すること。

② 引率者としての外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。

- ・引率者としての外部指導者は、ベンチ入りできない。

③ 競技専門部細則により、別に規定している場合はこの限りでない。

- ・日本中体連、近畿中体連の規定等により、別に規定する場合は、認めることができる。

(4)引率上の留意点及び大会会場においての留意点

① 引率者としての外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。

- ・引率にあたっては、公の交通機関を利用すること。
- ・引率者の傷害保険、交通費等の経費は、事前に協議し共通理解を図っておくこと。
- ・大会参加の心得、服装・持ち物等の約束ごと、交通機関利用時のマナー等、適切な指導がなされていること。

② 各専門部が定める会場使用上の規定を順守し、責任ある行動をとること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

(5) 本規定は、平成15年4月1日より実施する。

- ・状況に応じて改正する場合がある。
- ・本規定を改正する場合は、理事・専門委員長会で協議し、支部長・評議員会での議決をもって行う。